

佐賀県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県小児・AYA世代がん患者妊孕性(にんようせい)温存治療支援事業(以下「支援事業」という。)は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対し、将来的に子どもを産み育てることができるという希望を持ってがん治療に取り組めるよう、がん治療に際して行う妊孕性温存治療を支援し、患者の負担の軽減を図ることを目的とする。また、その交付に関しては、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊孕性温存治療

生殖機能を低下させ、又は失う恐れのあるがん治療に関して、精子、卵子、若しくは卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) ガイドライン

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン(一般社団法人日本がん治療学会編)」をいう。

(3) 医療保険適用外

健康保険法(対象11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法律に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないことをいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 妊孕性温存治療開始日において佐賀県内に住所を有する者

(2) ガイドラインに基づき、がん治療により妊孕性が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者

(3) 妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満の者

(4) 別表1に規定する医療機関において妊孕性温存治療を受けた者

(5) 申請を行う妊孕性温存治療について、佐賀県不妊治療支援事業又は市町の不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない者

(助成対象となる費用)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、ガイドラインにおけるクリニカルクエスション（臨床上の疑問）の項目において推奨グレードA、B及びC1に基づき行われる精子、卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚（受精卵）の凍結に要する自己負担額のうち、医療保険適用外となる費用とする。ただし、治療に要する費用（初回の保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、妊孕性温存治療の実施に当たり、妊孕性温存治療の主治医とがん治療の主治医の双方の同意が得られない場合は、助成金の交付の対象としない。

3 体調不良などにより医師の判断に基づき妊孕性温存治療を中止した場合も助成の対象とする。

(助成金額)

第5条 患者1人につき1回を限度として、別表2の金額を上限とする。

(助成の申請及び請求)

第6条 第3条に規定する対象者であって、支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、妊孕性温存治療終了後、佐賀県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療支援事業利用申請書及び佐賀県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療支援事業助成金交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 佐賀県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療実施証明書（様式第2号及び様式第3号）

(2) 住所地を証明する住民票（原本）（個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの、妊孕性温存治療実施日時点の居住が確認できるもの）

(3) 助成の対象となる妊孕性温存治療費の領収書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、特段の事由がない限り、助成対象の妊孕性温存治療が終了した日の属する年度内に行うものとする。ただし、やむを得ず年度内に申請できない場合は翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）まで行うことができる。

(助成金の交付)

第7条 知事は、前条の申請及び請求があったときは、その内容について審査の上、助成金額を決定し、申請者に支払うものとする。この場合、申請者の指定口座への助成金の振り込みをもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した佐賀

県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成不承認通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知する。

（助成金の返還）

第8条 知事は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいると認めるときは、支援事業の支援の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日以降に開始した妊孕性温存治療に係る費用の助成から適用する。

別表 1 (第 3 条第 4 号関係)

区分	医療機関
卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚(受精卵)の凍結	公益財団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関
精子の採取・凍結	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関

別表 2 (第 5 条関係)

・卵子、卵巣組織の採取・凍結 ・卵子の採取、胚(受精卵)の凍結	2 5 万円
・精子の採取・凍結	3 万円
・手術を伴う精子の採取・凍結	2 5 万円